

物品の供給に係る見積参加申込書

令和 年 月 日

北海道教育庁十勝教育局長 様

本店(事務所)の住所
 個人の住所
 名称
 代表者
 電話番号
 (個人にあつては事業所と当該個人の住所を記載してください。)

北海道が発注する次の物品の供給に係る見積合わせに参加したいので、申し込みます。
 私は、見積参加申込に当たり、次に掲げる社会保険等の届出の義務を履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)に該当しない者であることを申し出ます。
 ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
 なお、この申込書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 事業者の区分	(1)小規模事業者	(2)新規開業者等
2 開業及び物品の供給事業開始年月日	個人開業 法人設立登記 物品の供給事業開始	年 月 日 年 月 日
3 資本金又は出資の総額及び従業員数	資本金(出資の総額) 従業員数	万円 人
4 主たる事業	卸売業 サービス業 小売業 ゴム製品製造業 ソフトウェア業又は情報処理サービス業 旅館業 製造業その他上記以外の業種	
5 供給品目		

- 注1 この申込書の記載に当たっては、裏面の注意事項をお読みください。
 2 この申込書において、「物品の供給」とは物品の修繕及び洗たくを除き、製造の請負(印章及び印刷物の製造)による供給を含みます。
 3 この申込みにより作成する名簿の有効期間は、令和元年度、令和2年度及び令和3年度の3年度です。引き続き、以後の年度も物品の供給に係る見積合わせに参加を希望する場合は、改めて令和4年1月以後に申込書を提出しなければなりません。
 4 見積参加申込書の添付書類
 (1) 社会保険等の届出の義務がない場合は、社会保険等適用除外申出書(別記第6号様式)
 (2) 誓約書(別記第7号様式)
 5 4のほか、この申込書の内容を確認するため、必要に応じ、申込みの時又は申込みの後に、法人の登記事項証明書その他関係書類を提出させることがあります。
 6 この申込書の対象となる契約は、申込先の道の機関との随意契約による場合に限りませんが、この申込みにより作成する名簿に登録されることにより自動的に、又は直ちに発注があるということではありません。
 7 小規模事業者又は新規開業者等の要件等(以下「事業者要件」という。)に該当しないため、物品の供給に係る見積参加者として名簿に登録されなかった場合は、その旨を通知します。
 8 事業者要件に該当しなくなった場合などこの申込書の記載内容に変更を生じたときは、変更届を提出してください。
 9 この申込みにより作成する名簿に登録された事業者が、道の物品の購入契約並びに印章の製造又は印刷物の製造の請負契約に係る競争入札参加資格を取得した場合、新規開業者等であつて新規開業後1年を経過した場合(小規模事業者である場合を除く。)、本店の移転、資本金の増額、従業員数の増加など事業者要件を欠いた場合、又は地方自治法施行令第167条の4の規定に該当することとなった場合は、名簿から当該事業者を抹消し、又はこの申込書に虚偽の記載をした場合若しくは道との契約に違反した場合などにおいて当該行為が悪質であり契約の相手方として不適当であると認められるときは、名簿から当該事業者を抹消します。
 10 この申込書を提出する事業者は、提出する前にこの申込書の写しをとり、保管してください。

※受理年月日	年 月 日	※名簿登載年月日	年 月 日
--------	-------	----------	-------

注意事項

1 「事業者の区分」は、いずれか該当する方を○で囲んでください。ただし、いずれにも該当する場合は、両方とも○で囲んでください。
なお、小規模事業者又は新規開業者等の要件等は次のとおりです。

(1) 小規模事業者

道の物品の購入契約並びに印章の製造又は印刷物の製造の請負契約に係る競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有しない事業者で、常時使用する従業員の数が20人（商業（卸売業及び小売業をいう。）又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者であって、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出義務を履行しており（当該届出の義務がない場合を除く。）、かつ、道内に本店（個人にあっては当該個人及び事業所の住所をいう。以下同じ。）を有する事業者

(2) 新規開業者等

道の競争入札参加資格を有しない事業者で、次のアからカのいずれかに該当する中小企業者のうち、物品の供給事業を新たに開始した事業者で、事業開始後1年未満であって、健康保険法第48条の規定による届出、厚生年金保険法第27条の規定による届出及び雇用保険法第7条の規定による届出義務を履行しており（当該届出の義務がない場合を除く。）かつ、道内に本店を有する事業者

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イからエまでに掲げる業種及びオに掲げる表で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業（オに掲げる表で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業（オに掲げる表で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

エ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業（オに掲げる表で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

オ 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに次に掲げる表で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに同表で定める数以下の会社及び個人であって、同表で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

業 種	資 本 金 の 額 又 は 出 資 の 総 額	従 業 員 の 数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人

カ 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会のうちその直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上がアからオのいずれかに該当する者であるもの、企業組合並びに協業組合

2 「開業及び物品の供給事業開始年月日」
個人の場合は個人開業年月日、また、法人の場合は法人設立登記年月日を記載してください。
物品の供給事業を開始した年月日を記載してください。

3 資本金又は出資の総額、従業員数を記載してください。

4 「主たる事業」は、いずれかを○で囲んでください。

5 「供給品目」は、取扱いを希望する品目を記載してください。

6 その他
主たる事業については次の日本標準産業分類によるものとする。

卸売業	大分類I（卸売・小売業）の中分類50から55まで
小売業	大分類I（卸売・小売業）の中分類56から61まで
	大分類M（宿泊業、飲食サービス業）の中分類76（飲食店）及び77（持ち帰り配達飲食サービス業）
サービス業	大分類G（情報通信業）の中分類38（放送業）及び39（情報サービス業（小分類391及び細分類3921を除く。））並びに小分類411（映像情報制作・配給業）412（音声情報制作業）、415（広告制作業）及び416（映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業）
	大分類K（不動産業、物品賃貸業）の小分類693（駐車場業）及び中分類70（物品賃貸業）
	大分類L（学術研究、専門・技術サービス業）
	大分類M（宿泊業、飲食サービス業）の中分類75（宿泊業（小分類751を除く。））
	大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）ただし、小分類791（旅行業）は除く。
	大分類O（教育、学習支援業）
	大分類P（医療、福祉）
	大分類Q（複合サービス事業）
	大分類R（サービス業（他に分類されないもの））
	大分類E（製造業）の中分類19（ゴム製品製造業。ただし、自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	大分類G（情報通信業）の小分類391（ソフトウェア業）及び細分類3921（情報処理サービス業）
旅館業	大分類M（宿泊業、飲食サービス業）の小分類751（旅館、ホテル）
製造業その他	上記以外の全て

社会保険等適用除外申出書

北海道教育庁十勝教育局長 様

次の理由により、社会保険又は雇用保険の届出義務のないことを申し出ます。
また、申出の内容を確認するため、北海道が他の官公署等に照会を行うことについて承諾します。

【社会保険】 健康保険 厚生年金保険

1. 従業員 5 人未満の個人事業所であるため。
2. 従業員 5 人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所のため。
3. その他

- 注 1 届出義務のない保険の種類をチェックし、該当する番号を○で囲むこと。
2 その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。
(例) ○○年金事務所に確認し、△△により適用除外となる。

【雇用保険】

1. 役員のための法人であるため。
2. その他

- 注 1 該当する番号を○で囲むこと。
2 その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。
(例) ○○ハローワークに確認し、△△により適用除外となる。

令和 年 月 日

所在地 〒
商号又は名称
代表者

印

記載方法

1 提出が必要な見積参加者

社会保険等の加入の義務のない場合、提出が必要です。加入の義務のない理由を選択又は記入してください。なお、社会保険等に加入の理由がすべて下記のいずれかに該当する場合は、原則として健康保険法等の強制適用を受けず、事業所の社会保険等への加入義務がないことから、社会保険等未加入でも問題ありません。

詳しくは、各年金事務所、ハローワークにご確認願います。

2 健康保険・厚生年金保険（共通）

(1) 従業員5人未満の個人事業所の場合

(2) 個人事業主とその家族従業員、常用労働者以外の短時間労働者（一般社員の概ね4分の3以上の勤務であるものは、常用労働者となる。）である場合

(3) 臨時に使用される者であって、以下のいずれかに該当する場合

ア 日々雇い入れられる者（1ヶ月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く）

イ 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者（所定の期間を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く）

(4) 事業所又は事務所で所在地が一定しない者に使用される者

(5) 季節的業務に使用される者（継続して4ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く）

(6) 臨時的事業の事業所に使用される者（継続して6ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く）

※ 適用事業所（法人事業所又は常時使用される者が5人以上の個人事業所（健康保険法第3条第3項第1号及び厚生年金法第6条第1項に規定される事業を行う事業所）であっても、上記(2)～(6)に該当する従業員は健康保険法等の適用外となる

3 健康保険

(1) 国民健康保険組合の事業所に使用される者

(2) 後期高齢者医療の被保険者となる者

(3) 厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者（健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る）

※ 適用事業所であっても、上記(1)～(3)に該当する従業員は健康保険法の適用外となる

4 雇用保険

(1) 役員のための法人の場合

(2) 65歳に達した日以後、新たに雇用される者

(3) 1週間の所定労働時間が20時間未満である者

(4) 31日以上継続して雇用される見込みがない者

(5) 季節的に雇用される者であって、次のいずれにも該当しない者

ア 4ヶ月以内の期間を定めて雇用される者

イ 一週間の所定労働時間が20時間以上であって厚生労働大臣の定める時間数（30時間）未満であるもの

(6) 大学や専修学校等の学生・生徒等であって次のいずれにも該当しない者

ア 卒業を予定している者であって、卒業後も引き続き雇用されることとなっているもの

イ 休学中の者

ウ 定時制の課程に在学する者

誓 約 書

北海道教育庁十勝教育局長 様

私は、北海道が実施する小規模事業者及び新規開業者等に対する受注機会の確保・拡大のための物品の供給に係る見積参加申込みの申請に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、物品の供給に係る見積参加を制限されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、北海道が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

令和 年 月 日

所 在 地 〒

商号又は名称

代 表 者

印